

令和5年10月30日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

国土交通省物流・自動車局旅客課

「年収の壁・支援強化パッケージ」に関する周知について（協力依頼）

国土交通行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」では、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）等の実現を目指すこととされています。

中小企業・小規模事業者も含め賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、フルタイム労働者だけではなく、短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要です。

その中で、社会保険料の負担がない被扶養者の方について、一定以上の収入（106万円または130万円）となった場合に、社会保険料負担の発生や、企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応が急務となっています。

このため、当面の対応として、本年9月27日に全世代型社会保障構築本部において、

- （1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）
 - （2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）
 - （3）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）
- 等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。

今般、パッケージの各対応策を本年 10 月 20 日より実施することになったところ、内閣官房副長官補室及び厚生労働省から、パート・アルバイトを雇用する業界に対するパッケージの周知について協力依頼がありましたので、貴団体におかれましては、会員企業等に対するパッケージ周知について、御協力、御配慮をお願いいたします。

なお、配偶者手当の収入要件については、個別の企業の判断になりますが、健康保険の被扶養者認定に連動する形で設定している場合、「③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を受けた被扶養者認定の取扱いと同様になるものと考えられますので、その旨申し添えます。

以上

年収の壁への対応について

【ご説明のポイント】

- 会社員の配偶者などで、パートやアルバイトをされている方は、年収 106 万円や 130 万円など一定以上の収入になると、社会保険料を支払う必要が発生します。
- そのため、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える、いわゆる「年収の壁」が長年指摘されてきました。
- これを克服するため、新たな助成金のメニューを創設するなど、「年収の壁・支援強化パッケージ」を、10月からスタートしました。
- **106 万円の壁**（厚生年金・健康保険）については、キャリアアップ助成金のメニューが新設されています。これにより、パートやアルバイトで働く方が社会保険に加入する場合に、手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、手当等の支給により労働者の収入を増加させる取組を行う企業は、労働者 1 人当たり最大 50 万円の支援を受けることができます。
対象となる企業におかれては、積極的にご活用ください。

- また、**130 万円の壁**（国民年金・国民健康保険）については、被用者保険の適用拡大を推進するとともに、被扶養者認定の円滑化が図られています。パートやアルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどして収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明すれば、引き続き被扶養者認定が可能です。

こちらも、対象となる企業におかれては、証明の発行にご協力をお願いいたします。

- 併せて、**企業が支給する配偶者手当**についても、社会保障制度とともに就業調整の一因になっているとの指摘があります。配偶者手当見直しの手順についてのフローチャートが、厚生労働省ホームページに公表されていますので、配偶者手当に所得要件を設けられている企業におかれては、この機会に、他の手当への切替え等の見直しをぜひご検討ください。

- 今月 30 日から、企業・労働者双方の疑問にお答えすることができるよう、電話でのお問い合わせをワンストップで受け付ける「年収の壁突破・総合相談窓口」が開設される予定です。ご不明な点については、当窓口にお問い合わせください。

年収の壁への対応について

【Q & A】

（質問１）「年収の壁」とはどのようなものなのでしょうか。

- これまでいわゆる「年収の壁」が指摘されてきました。会社員の配偶者など、被扶養者の方は、一定以上の収入がない限り社会保険料の負担はありません。
- しかし、そうした方の中にもパートやアルバイトの形で働いている方が多くおられます。そして、年収が 106 万円や 130 万円以上となると保険料負担が発生し、その分手取り収入が減少してしまいます。
- そのため、保険料負担が発生しないよう就業調整してしまう。これが「年収の壁」といわれるものです。



(質問2) 今回の「年収の壁・支援強化パッケージ」は、どのような支援策でしょうか。

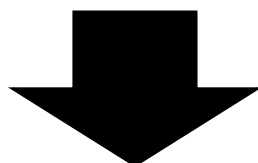
○ 人手不足が叫ばれる中、社会全体として労働力を確保することが重要です。そして何より、国民の皆様、一人一人が希望に応じて働ける環境づくりが大切です。そのためには、これまで続けてきた「年収の壁」を、力を合わせて克服しなければなりません。

○ こうした観点から、10月より(※)「年収の壁・支援強化パッケージ」がスタートしています。壁を乗り越えようとする方を強力に支援するものです。

まず、106万円の壁（厚生年金・健康保険）については、キャリアアップ助成金のメニューが新設されています。これにより、パートやアルバイトで働く方が社会保険に加入する場合に、手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行う企業は、労働者1人当たり最大50万円の支援を受けることができます。

また、130万円の壁（国民年金・国民健康保険）については、被用者保険の適用拡大を推進するとともに、被扶養者認定の円滑化が図られています。パートやアルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどして収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明すれば、引き続き被扶養者認定が可能です。

(※) 各支援策の詳細は、10月20日に公表済み。キャリアアップ助成金は、10月1日以降、新たに社会保険に加入した者を対象としている。



- このように、既に目の前に就労の壁を感じておられる方々はもとより、今後、壁に近づく可能性がある方が壁を乗り越えられるよう、機動的に支援できる仕組みが整えられています。

(質問3)「年収の壁・支援強化パッケージ」の詳細を知りたい、どのように活用すれば良いかわからないといった方はどうすればよいのでしょうか。

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」を実効性のあるものとするためには、企業・労働者の皆さまに支援制度の内容をご理解いただき、広く、効果的に活用していただくことが重要です。

- そのため、制度や「年収の壁・支援強化パッケージ」の内容がよくわからない、詳しく知りたいといった企業・労働者双方の疑問にお答えするため、10月30日から「年収の壁突破・総合相談窓口」が開設される予定です。

電話番号は0120-030-045となります。

こうした取組を通じて、壁に直面する方お一人お一人に寄り添いながら、共に壁を乗り越えられるよう、政府としても支援していくとのことです。ぜひお気軽にお問い合わせください。

「年収の壁」への対応について

「年収の壁」とは

- ・**会社員の配偶者**などで、パートやアルバイトをされている方は、年収106万円や130万円など一定以上の収入になると、**社会保険料を支払う必要**が発生します。
- ・そのため、**手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える**、それが「**年収の壁**」と言われるものです。

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは

「106万円の壁」対応

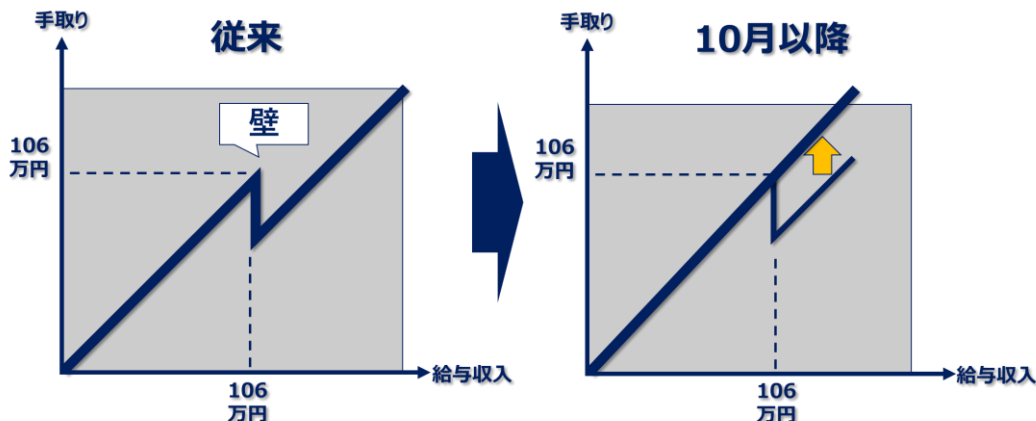
パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組** (※)を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

- (※)・社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み**を作ります。

＜パッケージの適用による収入変化のイメージ＞（106万円の壁の例）



ご不明な点があるときは

- ・「**年収の壁突破・総合相談窓口**」にご相談ください。

（電話番号：0120-030-045） ←10月30日に開始予定

年収の壁に関する
厚生労働省HPは
こちら

